

国での検討状況（公定価格）について

1 公定価格

平成 26 年 3 月 24 日に第 13 回子ども・子育て会議（第 17 回基準検討部会と合同）及び 3 月 28 日に第 14 回子ども・子育て会議（第 18 回基準検討部会と合同）が開催され、公定価格についてその骨子案（基本部分・加算部分・減算部分の構造）のとりまとめがおこなわれた。

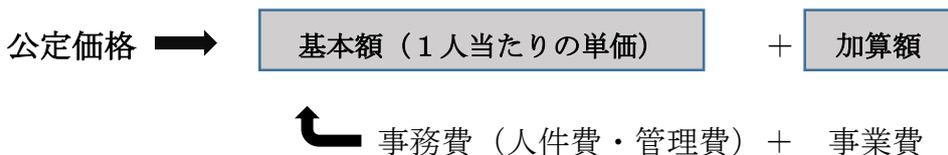
●公定価格の概要

子ども・子育て支援新制度の財政支援である「施設型給付費」・「地域型保育給付費」の基本構造は、「公定価格(※1)」から「利用者負担額(※2)」を控除した額

※1 認定の区分、保育必要量、施設の所在する地域等の事項を勘案して算定される教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額

※2 政令で定める額を限度として市町村が定める額

《施設型給付》 (保育所・幼稚園・認定こども園)		《委託費》 (私立保育所)	
施設型給付費 (公費負担：法定代理受領)	公定価格	公費負担額	委託費として 支払
利用者負担額 (施設で徴収)		利用者負担額 (市町村で徴収)	



●公定価格の検討スケジュール

H26年3月8日	公定価格の骨子のとりまとめ
H26年5月頃	公定価格の骨子、仮単価を提示
H26年8月	予算の概算要求
H26年9月	電子システムの構築(※1)
H26年10月	市町村で、H27年度の保育所入所手続き開始 幼稚園で、H27年度の園児募集
H26年12月～	国ベースの金額確定（政府予算案）

- ※1 安心こども基金（厚生労働省分1,118億円）をもって、子ども・子育て支援新制度施行に必要なシステムの開発・改修にかかる経費並びに電子システムの規模・仕様の確定に必要なとなる基礎データの把握に対して助成がされている。

[システム化される事項]

- 施設型給付費、地域型保育給付費、保育委託費の審査及び支払
(H27年3月までに構築)
- 支給認定及び支給認定者情報の管理（利用者負担の区分、優先利用の有無等の情報）
(H26年9月までに構築)
- 給付の対象となる施設、事業者に対する確認及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者情報の管理
(H26年9月までに構築)
- 施設型給付費、地域型保育給付費、保育委託費に要する費用について、国及び都道府県への交付金申請及び実績報告
(国がH27年3月までに構築する全国総合システムへのデータ送信・入力が求められる)

2 財源

- ① 子ども・子育て新制度における「量的拡充」と「質の改善」を実現するためには、1兆円超の財源が必要とされている。
- ② その1兆円超のうち、消費税増税分から充当されるのは、0.7兆円程度であり、残りの0.3兆円超は、予算編成過程で歳入・歳出の見直し等の動向を踏まえて確保される見通し。
- ③ 公定価格の骨格案（別紙①）は、0.7兆円程度の財源を前提として作成されたもの。